

人権café Vol.7

民医連新聞発行所 全日本民主医療機関連合会 発行人 岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL 03-5842-6451 FAX 03-5842-6460 URL https://www.min-iren.gr.jp/ 監修/明日の自由を守る若手弁護士会の会



「私たちの地球を守ろう」プラカードをかかげる参加者=2020年9月25日、ベルリン気候変動対策を求める若者の運動「未来のための金曜日」が呼びかけた世界一斉行動日(しんぶん赤旗提供)



「人権café」の最終号をお届けします。この約半年間、各地での活発な学習と語りあいのためにこのシリーズを活用していただき、プロジェクト一同、心から感謝申し上げます。

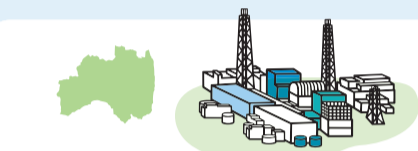
ひとたび戦争が起こると、私たちが生まれながらに持っている自由権も社会権も台無しになってしまう――。この深刻な教訓から確立されてきたのが **平和的生存権** です。

いのちと向き合い、守ることを使命とする医療・介護・福祉は、いのちが大量に失われる戦争とまったく相容れません。世界に先駆けて平和的生存権を憲法に記したこの国で、政府によって「海外で戦争できる国づくり」が着々と進められてきました。平和を脅かす動きにたえず関心を持ち、声を上げ、行動してこそ平和は守られます。



全日本民医連HP 「人権Café」

医療介護の現場で考える人権



今年4月18日、水戸地方裁判所は、茨城県東海村の第二原発再稼働を差し止める判決を下しました。判決理由は、30キロ圏にある水戸市や日立市など14自治体(人口94万人)原発立地地域で全国最多のうち、避難計画が策定されたのは5自治体のみで、「実効性ある避難計画や防災体制」には「ほど遠い状態」で、人格権侵害の具体的危険がある」というまっとうなものでした。

3・11を経験した福島県がその後策定した避難計画はどうか。問題なのは、原発近隣の住民が避難した後に段階的にその外の住民が避難する「段階的避難」(いっせいで避難での大渋滞の経験から)と、救助を待つ「屋内退避」(緊急避難により多くの病院入院患者の命が失われた経験から)です。

その時、入院患者の世話をする職員の人権はどう考えるのでしょうか。また危機迫る原子力災害の急場段階的避難は可能でしょうか。水戸地裁判決の求める実効的な避難は、福島原発事故の被災の痛恨の経験からすれば、とても実行可能とは言えません。

民医連HP

実効的な「原子力災害避難計画」は可能なのか
福島医療生活協同組合 生協いの診療所
所長・医師 松本純

沖縄県では1970年代より、米軍基地周辺の自治体で、2500g未満で生まれる低出生体重児の頻度が、他県の自治体と比較して高いことが指摘されてきました。近年の調査で、この原因として米軍基地から流出する有機フッ素化合物(以下PFAS)暴露による影響が疑われるようになってきました。PFASは自然界や体内で分解されにくく、発がん性や胎児・子どもの発育への悪影響が指摘されている化学物質です。

2016年以降、那覇市をはじめ7市町村、約45万人の取水源になっている地下水や河川でPFASの汚染が次々と明らかになり、多くの県民は飲料水への不安を感じています。現在でも県内各地の米軍基地でPFASが含まれる泡消火剤の流出事故が起きていますが、米軍基地内への立ち入り調査もできないため汚染の全容解明には至っていません。

妊婦健診で胎児の推定体重を計測し、発育が伸び悩んでいる胎児をみるたびにPFASの影響が頭をよぎります。化学物質に汚染された島で生まれた子どもたちの将来はどうなるのだろうか。平和に生きる権利を奪われていることを、診察室でも痛感します。

目に見えない化学物質に汚染される島
沖縄医療生活協同組合 沖縄協同病院
産婦人科医 嘉陽真美

民医連HP

人権基礎講座 7

人権を守り実現するために

Q.13 日本国憲法との関係で国際人権保障にはどんな意義がありますか？

日本国憲法は平和的生存権をはじめ世界でも先進的な多岐にわたる人権条項をもっており、それが私たちの運動の力になっています。あわせて国際的な人権基準はより詳しい規定をしている点で、日本での人権保障のあり方を問い直す普遍的なよりどころです。

Q11で扱った条約機関(委員会)による各国の報告書の審査や勧告は、いわゆる強制力を持つものではありませんが、条約条文の解釈で非常に具体的な内容を提示しており(たとえば健康権保障とはこういう内容が含まれるとか、権利としての社会保障のためにこういう措置を講ずるべき、など)、国際的な英知の結集として相当の権威と重みがあります。その内容は、国際的な基準から日本の現状の問題点を指摘したものであり、私たちが今後何をすべきかを判断する指針になるものです。そして、政府が対策を怠ったり後ろ向きである場合、私たちはそれにもとづいて声をあげていくことができます。

これまでの人権caféシリーズでみてきたように、社会の変化・歴史の進歩に伴って人権も豊かに発展拡大してきました。そしてこれからも、人間の自由や生存に関わる新たな課題が生じてくるでしょうが、それらに向きあうためにも、国際社会が築いてきた人権基準に照らして考えることが大事です。

Q.14 人権を守り実現する決め手は何でしょうか？

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」。日本国憲法第12条の言葉です。

人権は、人間として不当な扱いを受けてきた人たちのねばり強い運動(たたかい)、「不断の努力」によって勝ちとられてきたものです。不条理な事実を許さず声を上げることこそ、人権を守り実現する「決め手」です。最近では、たとえばジェンダー差別の問題が日本社会の構造的な問題として多くの人の認識になり、鋭く問い直す運動が起こっています。五輪組織委員会の前会長の女性差別発言に、瞬間に抗議の声がわき起こり辞任に追い込んだのは、こうした運動が現実社会を変える(進歩させる)力を持つことを示しています。

民医連は綱領で、「無差別・平等の医療と福祉の実現をめざす組織」と宣言し、「憲法の理念を高く掲げ」「すべての人が等しく尊重される社会」をめざしています。患者・利用者、地域の人々の人権を何よりも大切にすること、その実現のために専門職として力をあわせることは、私たちの組織文化にほかなりません。

お互いにこれからも、憲法や国際的な人権保障の到達点を学び力にして、人権尊重を中心的な価値とする倫理観を高め、すべての人の尊厳が大切にされる社会への変革の視点をみがき成長していきましょう。<完>

平和に生きる権利

～平和的生存権を力に世界を変えよう～



日本平和委員会 常任理事 川田忠明

好きなものを着たり、食べたり、観たり、聴いたり、そして、好きな人と結ばれる。そんな日々を送ることは、すべての人々の権利です。そのために政治にもものを言い、行動することも私たちの権利です。しかし、こうした人権は平和がなければ成り立ちません。

■ 平和がすべての土台

戦禍の続いたアフガニスタンでは、人口の半数にあたる1,800万人以上が食料や衣料などの支援を必要としています(2021年9月)。そのうちの1,000万人近くが子どもで、今年末には5歳未満の100万人が深刻な栄養失調になると言われています(*1)。戦火や混乱から避難した人々(難民)は、世界で8千万人とされます(*2)。これらの人々が人間らしく生きるには、まずは平和と安全が欠かせません。

「平和に生きる」ことが権利(平和的生存権)であるという考えは、20世紀に人類が新たに手にしたものです。二度の世界大戦の悲惨で、破滅的な体験をしたことが背景にあります。どんなに人権を守ろうとしても、戦争が起きれば、すべてがぶち壊しになるということ、人々はいやというほど感じたのです。

(*1) ユニセフ(国連児童基金)事務局長声明、2021年8月23日

(*2) 国連高等弁務官事務所(UNHCR)、2020年12月9日

■ コロナ禍のもとでいっそう切実に

これは戦火に苦しむ人々だけの問題ではありません。新型コロナウイルス感染拡大で、世界で455万人が命を落とし、アメリカでは70万人近くが犠牲になっています(2021年9月29日現在)。そのアメリカは9.11同時多発テロ事件以降、20年にわたって「テロとの戦争」をすすめて、8兆ドル(約880兆円)もの資金を使ってきました(*3)。これだけのお金が医療体制の強化と感染対策、雇用と営業の支援に使われていたら、違った結果になっていたでしょう。

国連で軍縮問題のトップを務める中満泉国連上級代表は、次のように述べました。「国連の75年の歴史で、莫大な破壊力を持つ兵器で安全保障を確保しようとする愚かさがこれほど明らかであったことはない」(2020年4月28日)。安全を国民一人ひとりのレベルで考えれば、核兵器やミサイルの開発、空母の建造などに力を注ぐことがいかに「愚か」なことであるかは、あきらかです。

(*3) 米ブラウン大学「戦争のコスト」プロジェクト2021年9月1日

日本国憲法第9条

- 「戦争の放棄」
1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
 2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

特集 平和的生存権



国連で核兵器禁止条約の採択が決まった歓喜の中で握手を交わす被爆者のサーロー節子さん(中央)=2017年7月7日、ニューヨークの国連本部(しんぶん赤旗提供)



核兵器禁止条約採択後に国連本部で演説するサーロー節子さん(2017.7.7)

■ 日本の現実—平和的生存権で変えよう

侵略戦争を深く反省してつくられた日本国憲法は、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」(前文)しています。世界にさきがけて平和的生存権を憲法でうたったのです。戦争放棄、武力不保持、交戦権否定を定めた9条はこれを徹底させるためのものです。

しかし、いまの日本には「平和に生きられない」現実もあります。沖縄や全国各地で、米軍基地の騒音や環境汚染、さらには米兵の犯罪などの被害をうけている人々がいます。被爆者や空襲被害者などの保障も十分ではありません。そして、膨大な軍事費が、くらしや福祉、教育の予算を圧迫しています。平和的生存権を力に声をあげ、この現実を変えていかなければなりません。

一部に、平和的生存権は抽象的な理想だ、という意見もあります。しかし、自衛隊のイラク派遣差止めを求めた訴訟で、名古屋高等裁判所は、「平和的生存権は憲法上の『権利』」であり、「基本的人権として承認すべき」とし、これが侵害された場合は「損害賠償を請求できる」との判決を下しました(*4)。

(*4) 2008年4月17日

中国や北朝鮮に対しては「抑止力」が必要だと言う人もいます。「抑止」とは、いざというときには武力を行使し、他国民に戦禍をもたらすことに他なりません。しかも、「抑止力」を競いあえば、一触即発のリスクが高まります。憲法に明記されたように平和的生存権は自国のみならず、「全世界の国民」に広がっていくべきものです。日本は、外交で紛争の火種を消さなければなりません。核兵器禁止条約に参加することも被爆国として当然です。

平和的生存権を力に、一人ひとりのくらしも、日本も、そして、世界も変えていきましょう。

軍事活動は、気候危機も深刻化させます。米軍が排出する温室効果ガスは、ルーマニアの排出量とほぼ同じで(2014年)、米軍は「組織としては世界最大の温室効果ガス排出者」と言われています>(*5)

(*5) 米ブラウン大学「戦争のコスト」プロジェクト2021年9月1日
※ルーマニア国=東南ヨーロッパ最大の国で、面積は日本の63%、人口は約1/7。

Special thanks to

あすわか(明日の自由を守る若手弁護士の会)

監修・執筆・ディスカッションと、ご多忙のなか尽力していただきました。



黒澤いつき 共同代表



片木翔一郎 弁護士



倉重都 弁護士

ご紹介 あすわか「憲法かるた」



日本国憲法の50コの条文がかるたに!

条文のメッセージが心に残る読み札、カラフルで深く条文の理念が描き込まれた取り札(絵札)、読み札のウラには条文のミニ解説付き。だれもが楽しく・気軽に・さりげなく憲法に触れられる、お役立ちアイテムです。

1セット 1,500円(送料別途)
お申し込みはこちら



ここもチェック

- ☑ 「海外で戦争できる国づくり」=集団的自衛権や安保法制がなぜ戦争につながるのか考えてみましょう
- ☑ 憲法12条の「国民の不断の努力」って、私たちに何を求めているのでしょうか?



Column リーガル・アイ

主権者力をみがく 「人権Café」

皆さんは「弁護士」にどんなイメージをお持ちですか? TVドラマに出てくる悪徳な感じでしょうか(笑)、それとも裁判所の玄関から走り出て「勝訴」の紙を広げる熱血な光景でしょうか。医師に様々な専門分野があるように、弁護士も専門分野や顧客層が違っていると働き方もだいぶ違います。それでも弁護士法1条には「弁護士の使命は、基本的人権の擁護と社会正義の実現」と定められており、法曹(裁判官・検察官・弁護士)の中で唯一、権力と対峙・対決できるポジションの重さには多かれ少なかれ自覚しています。

人権というものは、空気や水のように「あるのが当たり前」のもので、日常生活でそのありがたみを感じることはありません。あるとすれば、それは人権を侵された時です。弁護士として働き始めて出会った、夫に殴られ続けて鼓膜が破れて歯も折れてしまった女性。介護離職したけれど生活保護の申請を拒まれた人。残業に次ぐ残業で身体も心も病んでしまった人。いずれも、自由な、その人らしい尊厳ある人生が踏みこじられていました。それがどれだけひどく許されないことか、教科書の知識だけでは到底想像しきれず、現実には苦しむ方々に教えられて、やっと自分(弁護士)が一緒にたたかって尊厳を取り戻すことの意義が理解できた気がします。

憲法にはたくさんの人権と、人権を守るための政治システムが定められています。政治や社会が憲法から離れていったときに「それはおかしい」と疑問に思ったり怒ったりすることができるとは、人権の知識や感覚があればこそです。どんなに政治に関心でも、無関係ではいられません。市民がおかしさに気づいて、「もっといい政治ができるはずだ」と声をあげること、しかし、社会は良い方向には進みません。

7号にわたる「人権Café」は、読者一人ひとりの「主権者力」を磨くためのヒントの宝庫でした。携わり共に学ぶ機会を頂けたことに、心より感謝申し上げます。

あすわか 共同代表

黒澤 いつき

